

# 労働・助成金情報 特急便

第 145 号 (2025 年 3 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

今回は「介護休業給付」と「出生時育児休業給付」の詳細と令和 7 年 4 月から創設される「出生後休業支援給付」の詳細について紹介します。出生後休業支援給付と同時に創設される「育児時短就業給付金」については次回の労働・助成金情報特急便で紹介予定です。

## 《介護休業給付》

介護休業開始日前の 2 年間に、賃金支払基礎日数が 11 日以上（11 日未満の場合は 80 時間以上）ある月が 12 ヶ月以上ある雇用保険の被保険者が、対象家族を介護するための休業を取得した際に、介護休業期間中の賃金が休業開始時の賃金と比べて、80%未満に低下したなど一定の要件を満たした場合に支給されます。

### （対象家族）

配偶者、父母、配偶者の父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫

### （対象となる介護休業）

負傷、病気、精神上の障害によって、2 週間以上にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること。）を必要とする状態にある家族を介護するための休業であること。被保険者が、その期間の開始日と終了日を明らかにして事業主に申し出を行い、実際に取得した休業であること。

### （支給期間）

同一の対象家族について 93 日を限度に 3 回まで支給されます。

### （支給額）

- 休業期間中に賃金が支払われていない⇒休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%

- 休業期間中に事業主から賃金が支払われている

支払われた賃金が、休業開始時賃金月額 の 13% 以下 の場合

⇒支給額＝休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%

支払われた賃金が、休業開始時賃金月額 の 13% 超～80% 未満 の場合

⇒支給額＝休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 80% - 支払われた賃金

支払われた賃金が、休業開始時賃金月額 の 80% 以上 の場合

⇒支給額＝支給されません。

## 《出生時育児休業給付》

休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上（11日未満の場合は80時間以上）ある完全月が12カ月以上ある雇用保険の被保険者が、子の出生後8週間内に4週間以内（28日）の出生時育児休業（産後パパ育休）を取得した場合に支給されます。

### （支給要件）

- 被保険者が「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に、開始日と終了日を明らかにして事業主に申し出を行い、事業主が取得を認めた休業であること。
- 休業期間中の就業日数が、最大10日以下（10日を超える場合は80時間以下）であること。  
※休業期間が28日間よりも短い場合は、日数に比例して短くなります。
- 子の出生日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、労働契約の期間が満了することが明らかでないこと。

### （支給額）

休業期間中に賃金が支払われていない⇒休業開始時賃金日額×休業期間の日数（上限28日）×67%

※休業期間中に賃金が支払われている場合は、介護休業給付と同じように13%以下は67%支給、13%超～80%未満は支払われて賃金額によって変動、80%以上は支給されません。

## 《出生後休業支援給付》

要件を満たす雇用保険の被保険者に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金に加えて出生後休業支援給付金が支給されます。

### （支給要件）

※対象期間：「子の出生または出産予定日のうちの早い日」から「子の出生日または出産予定日の遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」まで。産後休業をする場合は、16週間を経過する日の翌日まで。

- 同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休（出生時育児休業）または育児休業給付金が支給される育児休業を対象期間内に通算して14日以上取得した被保険者であること。
- 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上の育児休業を取得したこと。  
または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること。

### （配偶者の育児休業を要件としない場合とは）

#### 1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りです。

#### 2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

#### 3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

#### 4. 配偶者が無業者

#### 5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

#### 6. 配偶者が産後休業中

#### 7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

（支給額）休業開始時賃金日額×対象期間内の休業期間の日数（上限28日）×13%

※支払われた賃金が、休業開始時賃金日額×休業期間の日数の80%以上の場合は支給されません。

参考文献：厚生労働省パンフレット『介護休業給付の内容及び支給申請手続きについて』

厚生労働省パンフレット『育児休業等給付の内容及び支給申請手続き』